

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	電子地域通貨の現状と課題—「さるぼぼコイン」「ネギー」「めぶく Pay」の取組事例から—
他言語論題 Title in other language	Current Status and Issues of Digital Community Currencies: Case Studies of “Sarubobo Coin”, “Negi” and “Mebuku Pay”
著者 / 所属 Author(s)	青木 ふみ (AOKI Fumi) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 財政金融課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	890
刊行日 Issue Date	2025-2-20
ページ Pages	77-92
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	電子地域通貨の取組について現地調査を実施した。電子地域通貨には、収益の確保、民間の大手サービスとの競合などに課題があるが、各運営主体は、工夫を凝らして、課題の解決に当たっている。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

電子地域通貨の現状と課題

—「さるぼぼコイン」「ネギー」「めぶく Pay」の取組事例から—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
財政金融課 青木 ふみ

目 次

はじめに

I 電子地域通貨の概要

- 1 地域通貨とは
- 2 電子地域通貨とは

II 電子地域通貨の取組事例

- 1 さるぼぼコイン
- 2 ネギー
- 3 めぶく Pay

III 電子地域通貨の課題

- 1 収益の確保
- 2 民間の大手電子決済サービスとの競合
- 3 コンセプトの浸透

おわりに

キーワード：電子地域通貨、デジタル地域通貨、地域経済、キャッシュレス、まちづくり、デジタル田園都市国家構想交付金

要 旨

電子地域通貨の取組について、「さるぼぼコイン」（岐阜県飛騨地域）、「ネギー」（埼玉県深谷市）、「めぶく Pay」（群馬県前橋市）の現状と課題をヒアリング調査した。

我が国では、1990年代後半から2000年代前半にかけて多くの地域通貨が生み出され、平成17（2005）年あたりに発行のピークを迎えた後、地域通貨ブームが下火になったとされる。しかし、令和2（2020）年以降は、スマートフォンを用いた電子決済の普及や、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受けて、再び地域通貨への注目が高まった。

アナログ形式の地域通貨と比較して、電子地域通貨には、非接触決済による感染拡大防止効果、運営コストの削減、流動性の向上、迅速な政策実行といったメリットがある。

各電子地域通貨の運営主体は、工夫を凝らして、収益の確保、民間の大手電子決済サービスとの競合、コンセプトの浸透などの課題の解決に当たっている。

はじめに

本稿は、令和6(2024)年9・10月に筆者が行った、電子地域通貨(デジタル地域通貨)に関する現地調査の成果をまとめ、報告するものである⁽¹⁾。一般に、地域通貨とは、日本円や米ドルなどの法定通貨⁽²⁾とは異なり、地方公共団体や民間企業が発行・管理する通貨を指し、特定の地域内で使用することができる⁽³⁾(詳細は後述I-1)。また、地域通貨のうちデジタル形式のものを電子地域通貨という(詳細は後述I-2)。

我が国では、1990年代後半から2000年代前半にかけて多くの地域通貨が生み出され、平成17(2005)年あたりに発行のピークを迎えた後、地域通貨ブームが下火になったとされる⁽⁴⁾。その後、令和2(2020)年の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を境にして、電子地域通貨の導入が拡大している⁽⁵⁾。

筆者は、電子地域通貨の現状と課題を調査するため、岐阜県高山市及び飛騨市⁽⁶⁾、埼玉県深谷市、群馬県前橋市⁽⁷⁾を訪問し、ヒアリングを実施した。飛騨地域(高山市・飛騨市・白川村)⁽⁸⁾では「さるぼほコイン」、深谷市では「ネギー」、前橋市では「めぶくPay」という電子地域通貨が、それぞれ流通し、活用されている⁽⁹⁾。

本稿では、Iにおいて、電子地域通貨の概要を整理し、IIにおいて、電子地域通貨の具体的な取組事例を紹介した上で、IIIにおいて、電子地域通貨の課題を探る⁽¹⁰⁾。

I 電子地域通貨の概要

1 地域通貨とは

地域通貨とは、地方公共団体や民間企業が発行・管理する通貨であり、その通用性は国家が担保しているわけではなく、人々によって信用されている範囲内(地域・コミュニティ内)に限られる⁽¹¹⁾。狭義には転々流通性(様々な利用者間で譲渡し流通する性質)を有するものを

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和7(2025)年1月6日である。

(1) 地域通貨について、平成30(2018)年までの動向については、川端一摩「地域通貨の現状とこれから—各地域の具体的な取組事例を中心に—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1014号, 2018.9.25. <<https://doi.org/10.11501/11159896>> を参照。

(2) 国家が法律をもって強制通用力を認めた通貨のこと。

(3) 町井克至・矢作大祐「地域通貨は地域金融システムに何をもたらすか」『大和総研調査季報』30号, 2018.春季, pp.51-53. <https://www.dir.co.jp/report/research/policy-analysis/regionalecnmy/20180423_030004.pdf>

(4) 川端 前掲注(1), pp.2-3.

(5) 泉留維・中里裕美「コロナ禍における日本の地域通貨について—2021年稼働調査から見えてきたもの—」『専修経済学論集』57(3), 2023.3, pp.23, 35, 36. <<https://doi.org/10.34360/00013344>>

(6) 高山市及び飛騨市は、電子地域通貨の運営主体ではないが、電子地域通貨活用の経緯と実績等について、ヒアリングを実施した。

(7) 前橋市は、めぶくグラウンド株式会社との官民連携事業として、電子地域通貨を運営している。ヒアリングには、同社も同席した。

(8) 飛騨地域には、下呂市も含まれるが、同市は「さるぼほコイン」の運営者である飛騨信用組合の営業エリア外となっているため、対象エリアから外れている。

(9) 電子地域通貨の稼働開始年が早い順に紹介する。高山市及び飛騨市は、筆者の訪問順。

(10) 本稿において出典を明記していない情報は、現地調査での聴取内容及び訪問先から提供された資料に基づくものであるが、その文責は筆者に帰す。

(11) 町井・矢作 前掲注(3) 地域通貨は、発行する際の実現方法によって、適用される金融関連の法規制が異なる。事前にチャージをする方式で、送金は不可である前払式支払手段(詳細は、後掲注(62)参照。)の場合、「資金決済

地域通貨と呼ぶが、広義には使い切りの地域振興券なども含まれる場合がある⁽¹²⁾。地域通貨の特徴としては、①使用できる地域の限定、②貯蓄ではなく消費促進の目的⁽¹³⁾、③当該地域通貨でのみ購入できる商品・サービスの存在という点が挙げられている⁽¹⁴⁾。

我が国において、地域通貨の展開は、四つの期間に区分可能であるとされる（表1）。第1期は、平成12（2000）年までの黎明（れいめい）期であり、海外の地域通貨に関する情報が国内に伝わり、我が国でも少しずつ地域通貨の取組が広まった。第2期は、平成13（2001）年から平成19（2007）年までの発展期であり、我が国でも次第に地域通貨の認知度が上がり、各地で取組が行われるようになった。第3期は、平成20（2008）年から令和元（2019）年までの成熟期であり、地域通貨ブームが下火となり、地域通貨の稼働数が低下した。第4期は、コロナ禍に突入した令和2（2020）年以降の転換期であり、スマートフォンを用いた電子決済の仕組みが普及した。転換期においては、主としてスマートフォンを用いる電子地域通貨が新規に立ち上げられ、逡減状態であった地域通貨全体の稼働数もわずかながら増加する年があるなどの変化がみられる。

表1 我が国の地域通貨展開における区分

	概要	稼働が開始された代表的な地域通貨
第1期【黎明期】 2000年まで	地域経済の停滞や地域コミュニティの衰退が課題となる中、人々の相互扶助に効果を上げる欧米の地域通貨から示唆を得て、1990年代後半から2000年代前半にかけて多くの地域通貨が生み出される。	ピーナッツ（千葉県千葉市）、おうみ（滋賀県草津市、稼働終了済）、クリン（北海道栗山町、稼働終了済）等
第2期【発展期】 2001～2007年	2001年頃から地域通貨ブームが起き、地域通貨稼働数も大幅に増加。2005年頃に地域通貨稼働数はピークを迎える。	アトム通貨（東京都早稲田・高田馬場など）等
第3期【成熟期】 2008～2019年	地域通貨稼働数は逡減状態となり、新しく立ち上げられる地域通貨は非常に少なくなり、地域通貨への社会的関心も大きく低下。	さるぼぼコイン（岐阜県飛騨地域）、ネギー（埼玉県深谷市）等
第4期【転換期】 2020年以降	スマートフォンの普及や、コード決済の進展を受けて、電子地域通貨の導入が拡大。コロナ禍においては、非接触決済である点が注目され、地域消費の回復につなげようとする動きがみられた。	めぶくPay（群馬県前橋市）等

（出典）泉留維・中里裕美「コロナ禍における日本の地域通貨について—2021年稼働調査から見えてきたもの—」『専修経済学論集』57(3), 2023.3, pp.23-31. <<https://doi.org/10.34360/00013344>>; 川端一摩「地域通貨の現状とこれから—各地域の具体的な取組事例を中心に—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1014号, 2018.9.25, pp.2-3. <<https://doi.org/10.11501/11159896>>; 小幡京加「導入広がる電子地域通貨—アフターコロナにおける可能性と定着のポイント—」『金融財政 business』10997号, 2021.7.12, p.14 を基に筆者作成。

1990年代後半から平成19（2007）年頃にかけて、我が国では、多くの地域通貨が生み出さ

に関する法律」（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。）上の第三者型前払式支払手段に該当する。チャージをする方式で、送金が可能である場合、為替に該当し、資金決済法上の「資金移動業」又は銀行のみが発行可能である。ポイントの場合は、金融関連の法的制約は特にない（キャッシュレス推進協議会「地域通貨等の導入検討に関するガイドライン 第1版」2024.9.9, pp.26-29. <https://paymentsjapan.or.jp/wp-content/uploads/2024/09/Regional-Currency-GL_v1.0.pdf>）。

(12) 町井・矢作 同上

(13) 法定通貨は決済手段、価値尺度、価値貯蔵手段という通貨の3機能を有するが、地域通貨は決済手段としての機能を有し、価値尺度としても機能することがある一方で、価値貯蔵手段としての機能は限定的である。地域通貨には消費を喚起するために有効期限が決められている場合があり、期限が到来すると、減価や無価値化される（同上）。「さるぼぼコイン」、「ネギー」、「めぶくPay」の有効期限については、後掲注(83)を参照。

(14) 山本翔太郎「持続可能な地域通貨のあり方」『四銀経営情報』183号, 2022.10, p.44.

れたものの、平成20（2008）年頃からは、地域通貨ブームが下火となり、社会的関心も大きく下がることとなった⁽¹⁵⁾。しかし、令和2（2020）年以降は、スマートフォンを用いた電子決済の普及や、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から非接触決済への関心が高まり、再び地域通貨が注目されることとなった⁽¹⁶⁾。専修大学経済学部教授の泉留維氏及び明治大学情報コミュニケーション学部准教授の中里裕美氏が実施した調査によると、地域通貨稼働数が最も多かった時期は、平成17（2005）年12月調査の306である一方、直近の調査（令和5（2023）年12月）では183であり、地域通貨全体の稼働数は逡減の後、近年横ばい傾向にある⁽¹⁷⁾。

黎明期、発展期、成熟期を経て、現在は転換期を迎えている地域通貨であるが、その導入のメリットとしては、地域への経済効果、地域外への資金流出の減少、地域の商店街の魅力増加が指摘されている⁽¹⁸⁾。

2 電子地域通貨とは

(1) 我が国における電子地域通貨の展開

電子地域通貨の取引形態には、紙幣や通帳を用いずに、専用のウェブサイトにログインをして取引をするもの、ICカードを用いて専用のリーダーに読み取らせて取引をするもの、スマートフォンを用いてQRコードを読み取らせて取引をするものなどが挙げられる。地域通貨黎明期は、紙幣や通帳を用いたアナログ形式の地域通貨が多かったが、近年新規発行されている地域通貨の大部分は、電子地域通貨となっている（巻末別表参照）。

我が国において、電子地域通貨がいつから始まったのかは明確ではないものの、例えば、地域通貨の一つである「つれてってカード」（平成8（1996）年発行開始）は、我が国初の接触型のIC電子マネーカードであるとされる⁽¹⁹⁾。また、当時、会員数が2,000人を超えて我が国では最も規模が大きかった地域通貨の一つである「ピーナッツ」（平成11（1999）年発行開始）では、平成16（2004）年に、通帳と平行して、ウェブ上で決済を行う「電子ピーナッツ」が導入された⁽²⁰⁾。

令和2（2020）年以降は、前述のとおり、電子地域通貨の導入が拡大した。また、政府によって、デジタル田園都市国家構想推進交付金・デジタル田園都市国家構想交付金⁽²¹⁾が地域通貨

(15) 泉・中里 前掲注(5), p.23; 川端 前掲注(1), pp.2-3.

(16) 「地域通貨が再ブーム？市川はICHICO 渋谷 世田谷 長岡市なども」2023.5.31. NHK ウェブサイト <<https://www.nhk.or.jp/shutoken/chiba/article/013/28/>>

(17) 泉留維・中里裕美「2023年版地域通貨稼働調査の結果について（速報版）」2024.10.4. 泉留維研究室ウェブサイト <<https://izumi-seminar.net/sites/default/files/attachement/2023年版地域通貨稼働調査の結果について（速報版）.pdf>>

(18) 泉・中里 前掲注(5), p.37; 山本 前掲注(14), pp.47-49; 保田隆明・崎濱栄治「デジタル地域通貨による地域振興の実証分析—利用者の商店街への意識の変化と購買行動分析から見える地域通貨導入への示唆—」『日本地域政策研究』29号, 2022.9, pp.28-37. <https://www.jstage.jst.go.jp/article/ncs/29/0/29_28/_pdf-char/ja>

(19) 「キャッシュレス年表」2024.10 更新. キャッシュレス推進協議会ウェブサイト <<https://paymentsjapan.or.jp/publications/reports/chronicle/>>

(20) 泉留維「転換点を迎えた地域通貨—デジタル化は必然なのか」『オムニ・マネジメント』32(5), 2023.5, p.7.

(21) デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、各地方公共団体の意欲的な取組を支援するための交付金。令和3（2021）年度補正予算では、デジタル田園都市国家構想推進交付金という名称であったが、令和4（2022）年度以降は、デジタル田園都市国家構想交付金という名称に変更された。デジタル実装タイプ、地方創生拠点整備タイプ、地方創生推進タイプ、地域産業構造転換インフラ整備推進タイプに分かれている。電子地域通貨（地域ポイントを含む。）事業は、デジタル実装タイプに該当し、令和5（2023）年度補正予算では、同事業に、6.8億円が措置（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局・地方創生推進室「デジタル田園都市国家構想交付金について」2024.4, p.3. 地方創生ウェブサイト <https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/pdf/denenkohukin_2024_gaiyou.

の取組を進める団体に交付されたことも、電子地域通貨導入・活用の後押しとなった⁽²²⁾。

さらに、地域通貨について、コード決済のシステムを構築し、それを地方公共団体や金融機関等に提供する企業が複数現れたことも、電子地域通貨の普及を促進する要因となった⁽²³⁾。具体例としては、株式会社フィノバレーが提供する「MoneyEasy (マネーイージー)」、株式会社トラストバンクが提供する「chiica (チーカ)」、株式会社カヤックが提供する「まちのコイン」、株式会社 eumo が提供する「eumo (ユーモ)」が挙げられる (表 2)。

表 2 代表的な電子地域通貨プラットフォームサービス

	サービス開始年	代表的な地域通貨	特徴
MoneyEasy	2017	さるぼぼコイン	・電子地域通貨サービスを短期間かつ安価に開始可能。 ・全国で幅広く活用。
chiica	2019	ネギー	・一つの運営主体が複数の地域通貨を発行することが可能。 ・スマートフォンアプリとカードのハイブリッド型。
まちのコイン	2019	ぼっちり	・日本円でチャージをすることが不可で、「体験」(エコバッグ持参、飲食店で完食、ボランティア活動等)をすることによって、コインを取得可能。
eumo	2019	NISEKO eumo	・決済時に「ギフト」(チップ)を送ることが可能。 ・通貨の有効期限は3か月。

* 電子地域通貨プラットフォームサービスはサービス開始年順で、同年に稼働開始の場合は五十音順。
(出典)「デジタル地域通貨 MoneyEasy (マネーイージー)とは」フィノバレーウェブサイト <<https://finnovalley.jp/Business>>;「トラストバンク、地域通貨プラットフォームサービス「chiica (チーカ)」の提供を開始」2019.5.10. トラストバンクウェブサイト <<https://www.trustbank.co.jp/newsroom/newsrelease/press167/>>;「～地域を面白く、より良い世界をつくる冒険を共に～ コミュニティ通貨 (電子地域通貨) サービス「まちのコイン」の全国拡大を目指し、12月から新価格で提供開始」2021.8.5. カヤックウェブサイト <https://www.kayac.com/news/2021/08/coin_newprice>;「【ニュースリリース】都会と地域を共感でつなぐ共感コミュニティ電子地域通貨 eumo (ユーモ) 実証実験を9月に開始。参加者2千人を募集!」2019.6.25. eumo ウェブサイト <<https://eumo.co.jp/2019/06/25/353/>>等を基に筆者作成。

前述のとおり、地域通貨全体の稼働数は近年横ばい傾向にあるものの、電子地域通貨に限れば、令和 2 (2020) 年以降は年 10 地域前後の導入がみられる等、急速に稼働数が増加している。令和 5 (2023) 年末時点の電子地域通貨等の総数は約 230 であり、令和元 (2019) 年末時点の約 30 と比較すると、約 7 倍となっている⁽²⁴⁾。

pdf>; 内閣府地方創生推進室ほか「デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプの採択結果について」(デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ TYPE1/2/3/ 地方創生テレワーク型) の交付対象事業の決定について 別紙 1) 2024.3.29, p.12. <https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/pdf/01_r5kouhyoushiryoku.pdf>。

⁽²²⁾ 例えば、前橋市の「めぶく Pay」は、デジタル田園都市国家構想推進交付金採択事業の一環として、サービスが開始された(「めぶくアプリ【まえばし暮らしテック推進事業】」前橋市ウェブサイト <<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/seisaku/mirainomesozo/gyomu/6/36809.html>>)。

⁽²³⁾ 泉・中里 前掲注(5), p.36.

⁽²⁴⁾ 泉留維氏の研究では、デジタルで価値の移動を行うものが、デジタル(電子)地域通貨、デジタル地域決済システム、デジタル地域ポイントの三つに区分されている。地域決済システムと地域ポイントの一部については、両方を組み込んだものもあり、それらは両方にカウントされている。なお、前述の地域通貨の稼働数 183 の中には、デジタル地域決済システム及びデジタル地域ポイントは含まれていない(泉 前掲注(20), p.8; 泉留維「地域通貨、地域決済、地域ポイントのデジタル化の現状についての一考察」『専修経済学論集』59(1), 2024.7, p.121. <<https://doi.org/10.34360/0002000793>>;「地域通貨、デジタルで再起 前橋は決済情報で人流分析へ データで読む地域再生」『日本経済新聞』(電子版) 2024.9.27.)。令和 6 (2024) 年には、さいたま市が全国の政令指定都市で初めて電子地域通貨を導入し、地域経済の活性化を目指している(「さいたま市地域通貨きょう開始 スマホ決済ポイント付与」『読売新聞』(電子版) 2024.7.31. <<https://www.yomiuri.co.jp/local/saitama/news/20240731-OYTNT50002/>>)。

(2) 電子地域通貨のメリットと経済効果

紙幣や通帳を使うアナログ地域通貨と比較した場合、電子地域通貨には、「運営コストの削減」と「流動性の向上」のメリットがあるとされる⁽²⁵⁾。前者の例としては、換金性のある地域通貨の換金作業や紙幣の印刷・保管の手間が大きく減ることなどが挙げられる。後者の例としては、地域通貨を滞留させない仕組みをシステムに組み込むことなどが挙げられる⁽²⁶⁾。

また、電子地域通貨を用いることで、迅速に政策を実行することが可能である。例えば、飛騨市は、コロナ禍において観光客が大幅に減少し打撃を受けた土産物業者への緊急支援策として、令和3（2021）年2月に「飛騨市まるごと応援セール」を開催し、賞味期限間近で割引された商品等を「さるぼぼコイン」で購入した場合は、20%のポイント還元が実施された⁽²⁷⁾。ポイント還元の設定は、システム上で簡単に行うことが可能であり、わずか9日間の準備期間で、本イベントが開催された⁽²⁸⁾。

電子地域通貨がもたらす経済効果については、試算を行った研究がある。例えば、「さるぼぼコイン」（詳細は後述Ⅱ-1）が岐阜県高山市にもたらす経済効果を試算した研究によると、地域通貨流通量の2億円相当に対して、1.6倍の経済効果があったとされる⁽²⁹⁾。また、兵庫県尼崎市独自の電子地域通貨「あま咲きコイン」（巻末別表参照）が令和3（2021）年度に兵庫県及び尼崎市にもたらす経済効果を試算した研究によると、経済波及効果（生産誘発額）は、兵庫県内で12.5億円、尼崎市内で11.1億円であるとされる⁽³⁰⁾。

Ⅱ 電子地域通貨の取組事例

本章では、筆者が現地調査を行った電子地域通貨である「さるぼぼコイン」、「ネギー」、「めぶく Pay」の取組を紹介する。

1 さるぼぼコイン

(1) 「さるぼぼコイン」の概要

「さるぼぼコイン」は、岐阜県飛騨地域（高山市・飛騨市・白川村）で活用されている電子地域通貨で、運営主体は飛騨（ひだ）信用組合である。同信用組合は、フィンテック⁽³¹⁾の高まりや、超低金利など金融業界を取り巻く厳しい状況を受け、地域内で資金が循環する仕組み作りを目的として、QRコード読取り方式による決済システムを開発した⁽³²⁾。「さるぼぼコイン」

⁽²⁵⁾ 泉 前掲注⁽²⁰⁾, pp.9-10.

⁽²⁶⁾ 具体例としては、受け取ってから一定期間使用されなかった電子地域通貨は、自動的に地域への寄附金に変換される仕組みが挙げられている（同上）。

⁽²⁷⁾ 飛騨市「飛騨市における電子地域通貨「さるぼぼコイン」の活用」（農業DX構想の改訂に向けた有識者検討会（第3回）資料4）2023.7.21. 農林水産省ウェブサイト <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/dx/attach/pdf/nougyou_dxxkousou-83.pdf>

⁽²⁸⁾ 「農業DX構想の改訂に向けた有識者検討会（第3回）【岐阜県飛騨市発表動画】」2023.12.28. YouTube <<https://www.youtube.com/watch?v=4YQFi7aIbfo>>

⁽²⁹⁾ 高木朗義ほか「地域通貨『さるぼぼコイン』が岐阜県高山市にもたらす経済効果」『土木学会論文集 D3』76(5), 2021, pp.I 461-I 471. <https://doi.org/10.2208/jscejipm.76.5_I_461>

⁽³⁰⁾ 兵庫県立大学地域経済指標研究会・（公財）尼崎地域産業活性化機構調査研究室「令和3年度地域通貨「あま咲きコイン」事業の経済波及効果について」2022.8.24. <https://www.ama-in.or.jp/research/pdf/jisyu/R04_statistics%20workshop%202022_2.pdf>

⁽³¹⁾ 「フィンテック（FinTech）」とは、金融（Finance）と技術（Technology）を組み合わせた造語。金融サービスと情報技術を結びつけた革新的な動きのことで、例えばスマートフォンを用いたQRコード決済はその一例である。

⁽³²⁾ 「信用組合が運営する飛騨地方限定の地域通貨を行政も支援—さるぼぼコイン—」『ガバナンス』255号, 2022.7, p.45.

のユーザー数は、令和6（2024）年3月末現在、31,058人であり、2市1村住民の約3人に1人が利用していることになる⁽³³⁾。同時点で、「さるぼぼコイン」加盟店は1,964店、累計決済金額は約104億円である⁽³⁴⁾。「さるぼぼコイン」は、飛驒信用組合の窓口、専用チャージ機⁽³⁵⁾（図1）、セブン銀行ATM、飛驒信用組合の預金口座からチャージをすることができ⁽³⁶⁾、チャージ時に通常1%のポイント付与がある（セブン銀行ATMにおけるチャージを除く）。なお、「さるぼぼコイン」のチャージ残高を日本円に払い戻すことは、原則としてできないが、飛驒信用組合に口座を有しており、所定の手続を行った場合は、「さるぼぼBank」機能が追加され、払戻額の10%に500円を加算した金額及びこれに対する消費税を払戻手数料として払戻額から差し引いて口座に払い戻すことが可能である⁽³⁷⁾。

図1 飛驒市役所に設置された「さるぼぼコイン」チャージ機



（出典）筆者撮影。

現在では、スマートフォンを用いたコード決済型の電子地域通貨は、全国各地でみられる（巻末別表参照）が、平成29（2017）年に導入された「さるぼぼコイン」は、その先駆けとして知られる。コード決済自体は、2000年代半ばから中国で行われていたが、我が国国内では、大手電子決済サービスとして知られるPayPay（ペイペイ）やd払いも、平成29（2017）年時点ではサービスを開始していなかった⁽³⁸⁾。そのため、「さるぼぼコイン」は、先行者利益が、非常に大きかったとされる⁽³⁹⁾。

（2）「さるぼぼコイン」の特徴

「さるぼぼコイン」の最大の特徴は、地域内経済循環⁽⁴⁰⁾を目指す仕組みの一環で、加盟店間での送金や利用者間での送金を可能にしたことであると指摘されている⁽⁴¹⁾。

「さるぼぼコイン」は、民間金融機関が運営する電子地域通貨であるが、行政も地域経済活性化や市民サービスの向上に資する取組として、活用を進めている。飛驒市では、平成30（2018）年10月から、税務窓口・戸籍窓口での手数料を「さるぼぼコイン」で支払うことができるよ

³³ 飛驒信用組合『HIDASHIN DISCLOSURE—飛驒信用組合の現況— 2024 [令和5年4月1日～令和6年3月31日]』2024, p.15. <https://www.hidashin.co.jp/storage/001/202408/disclosure_2024.pdf> なお、ユーザー数には、観光客などの飛驒地域2市1村住民以外も含まれるため、公表資料から飛驒地域2市1村住民の「さるぼぼコイン」使用率を正確に試算することは困難である。

³⁴ 同上

³⁵ 高山市役所、飛驒市役所、飛驒信用組合本店営業部、同西古川支店、JINJIN フレスポ高山店、駿河屋エブリ東山店、中橋観光案内所に設置されている（飛驒信用組合「飛驒信用組合をご利用のお客さまへ ゴールデンウィークの一部期間中ATM等のサービスを休止します」<https://www.hidashin.co.jp/storage/001/202305/230331_news.pdf>）。

³⁶ 「さるぼぼコインのQ&A」飛驒信用組合ウェブサイト <<https://www.hidashin.co.jp/coin/#qanda>>

³⁷ 同上 ただし、「さるぼぼBank」機能を追加していても、「さるぼぼコイン」の残高が手数料の額に満たない場合は、払戻し不可となる。なお、アプリがインストールされた当初は、自動的に「さるぼぼPay」として設定されている。

³⁸ 泉 前掲注(20), p.8. PayPay及びd払いは、「さるぼぼコイン」導入翌年の平成30（2018）年に、サービスが開始された。

³⁹ 我妻弘崇「#2 地デジ最前線 PayPayが崩せない「地域通貨」王国 域内マネーをみんな使う理由」2021.6.5. withnews ウェブサイト <<https://withnews.jp/article/f0210605000qq0000000000000000W0gd10601qq000023078A>>

⁴⁰ 基本的に一つの地域に「生産・販売」「分配」「支出」という三つの要素があり、この中で資金が循環する仕組みのこと。

⁴¹ 「信用組合が運営する飛驒地方限定の地域通貨を行政も支援—さるぼぼコイン—」前掲注(32), p.46.

うになった。高山市は、令和元（2019）年7月に、「電子地域通貨さるぼぼコインを活用した連携に関する覚書」⁽⁴²⁾を飛騨信用組合との間で締結し、市民課・税務課の窓口手数料の「さるぼぼコイン」を用いた支払が開始された。現在では、飛騨市・高山市共に、軽自動車税や固定資産税等の市税の「さるぼぼコイン」による納付を受け付けている。

令和元（2019）年8月に、飛騨市は、「災害時等におけるさるぼぼコインアプリを利用した情報配信に関する協定」を飛騨信用組合との間で締結した。「さるぼぼコイン」のプッシュ通知機能の権限を飛騨信用組合から付与してもらうことで、飛騨市の危機管理部署は、「さるぼぼコイン」アプリの利用者に対し、GPSで範囲を指定した上で、交通情報（事故等による通行止め）、災害情報（避難勧告、避難指示等）、クマの出没情報を発信している。

令和5（2023）年11月に、飛騨信用組合は、飛騨市・高山市のふるさと納税の返礼品として、「さるぼぼコイン」アプリで利用可能なポイント「ふるさと納税ポイント」の提供を開始した⁽⁴³⁾。「ふるさと納税ポイント」には、「飛騨市ふるさと納税ポイント」と「高山市ふるさと納税ポイント」の2種類があり、それぞれ飛騨市・高山市の「さるぼぼコイン」加盟店のうち、地場産品基準を満たした商品・サービスを提供する店舗・施設で利用することができる⁽⁴⁴⁾。

令和6（2024）年3月には、全国の金融機関初の取組として、「さるぼぼコイン」アプリから、飛騨市・高山市にふるさと納税ができる機能が追加された⁽⁴⁵⁾。アプリから納税すると、「ふるさと納税ポイント」がすぐに獲得できるため、旅先でもポイントを利用しやすいというメリットがある。

2 ネギー

(1) 「ネギー」の概要

埼玉県深谷市は、深谷ねぎなど、我が国有数の野菜産地である。同市は、平成30（2018）年に「深谷市産業ブランディング推進方針」⁽⁴⁶⁾を策定し、農業を基軸とした産業振興と地域経済活性化に取り組んでいる⁽⁴⁷⁾。その取組の一環として、同市は、QRコードでキャッシュレス決済ができる電子地域通貨「ネギー」を令和元（2019）年に導入した⁽⁴⁸⁾。深谷市は、地域通貨事業の目的として、地域通貨を導入することで地域内経済循環を高め、また、地域課題の解決を図り、地域一丸となって持続可能な深谷市を実現することを挙げている⁽⁴⁹⁾。「ネギー」は、同市出身の渋沢栄一⁽⁵⁰⁾の著書『論語と算盤』にあやかった、「地域課題の解決」（論語）と「地

⁽⁴²⁾ 「さるぼぼコインを利用した公的決済に関すること」、「市民サービスの向上に関すること」、「その他、本覚書の目的達成のために必要とすること」が主な内容となっている。

⁽⁴³⁾ 「ふるさと納税」飛騨信用組合ウェブサイト <<https://www.hidashin.co.jp/furusatonozei/>>

⁽⁴⁴⁾ 「さるぼぼコイン」は、通常飛騨市・高山市のいずれでも使用することができるが、「ふるさと納税ポイント」は、使用できる市及び加盟店が限定されており、寄附先となった飛騨市又は高山市のいずれかの「ふるさと納税ポイント加盟店」でのみ使用可能とされている。

⁽⁴⁵⁾ 「現地決済型ふるさと納税サービスを開始します！」2024.3.8. 飛騨信用組合ウェブサイト <https://www.hidashin.co.jp/news/news_sarubobocoin/entry-4304.html>

⁽⁴⁶⁾ 「深谷市産業ブランディング推進方針」深谷市ウェブサイト <<https://www.city.fukaya.saitama.jp/material/files/group/40/suisinnhousinn.pdf>>

⁽⁴⁷⁾ 「まちのイメージ3 活力とにぎわいにあふれるまち（産業振興）」pp.116-117. 深谷市ウェブサイト <<https://www.city.fukaya.saitama.jp/material/files/group/5/52374408.pdf>>

⁽⁴⁸⁾ 同上; 「地域の経済活性化と課題の解決へ向けて電子地域通貨を活用—埼玉県深谷市—」『ガバナンス』255号, 2022.7, pp.48-49.

⁽⁴⁹⁾ 深谷市「地域通貨導入戦略 概要版」2021.4. <https://www.city.fukaya.saitama.jp/material/files/group/40/negi_senryakusho.pdf>

⁽⁵⁰⁾ 渋沢栄一は、武蔵国榛沢郡血洗島村（現在の深谷市血洗島）の生まれである。

域内経済循環の向上」(算盤)を両輪の目的としている。

令和6(2024)年8月末現在、「ネギー」のユーザー数は59,473人で、スマートフォンアプリの利用割合が7割、QRコード付きカードの利用割合が3割である。同月末現在、「ネギー」加盟店は974店、「ネギー」の累積総発行額は、77億negi(1negi=1円)である。深谷市は、「ネギー」が利用できる場所の増加に努めており、住民票などの各種証明発行手数料の支払、市内循環バス「くるリン」の料金の支払、幼稚園・保育園(一部)の集金等の支払にも、「ネギー」を利用することができる。「ネギー」には、クレジットカード(アプリのみ)、セブン銀行ATM、市内店舗といったチャージ手段がある⁽⁵¹⁾。「ネギー」の還元ポイントは、通常支払額の1%である⁽⁵²⁾。なお、「ネギー」のチャージ残高を日本円に払い戻すことは、原則としてできない⁽⁵³⁾。令和6(2024)年12月には、対面による個人間送金機能が追加された⁽⁵⁴⁾。

(2) 「ネギー」の特徴

「ネギー」には、まちづくりなど地域の課題解決のために積極的に活用されているという特徴がある。具体的には、「ネギーチャレンジ」と題した取組が行われており、その第1弾として、「選挙の投票率アップ大作戦!!」が令和5(2023)年に実施された⁽⁵⁵⁾(図2)。同取組は、埼玉県知事選挙で深谷市の投票率の県内順位が前回の順位(72選挙区中63位)から2位上がるごとに、「ネギー」の支払時の還元率(通常1%)が1%ポイントずつ上がる(最大10%のポイント還元)というものであった。結果は、深谷市の県内投票率順位は54位で、前回の令和元(2019)年埼玉県知事選挙の63位から9位上昇し、通常の1%のポイント還元に加えて4%ポイントが上乘せられて、支払時に合計5%のポイントを還元するキャンペーンが行われた。このように、「ネギーチャレンジ」は、「まちの課題を市民に認識してもらうこと」と「利用者に参加してもらいやすいこと」が考慮された上で、実施されている。

令和6(2024)年3月には、能登半島地震の災害義援金について、「ネギー」での受付が開始された⁽⁵⁶⁾。

図2 「ネギーチャレンジ」第1弾



(出典)「ネギーチャレンジ第1弾」2023.9.1. 深谷市ウェブサイト <<https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/sangyoshinko/sangyobrand/tanto/sangyobranding/tiikituuka/negi-challenge/senkyo.html>>

(51) 「地域通貨ネギーの使い方」2024.12.27. 深谷市ウェブサイト <<https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/sangyoshinko/sangyobrand/tanto/sangyobranding/tiikituuka/14871.html>>

(52) 「よくあるご質問」negi ウェブサイト <<https://negi-currency.jp/faq/>>

(53) 「深谷市地域通貨ネギー利用規約」深谷市ウェブサイト <<https://www.city.fukaya.saitama.jp/material/files/group/40/51380421.pdf>>

(54) 送金相手のQRコードを読み取る必要があるため、送金は対面しているユーザー相手に限られる。送金上限は、1回当たり2万円まで。送金回数は1日5回まで(1日最大10万円まで)(「地域通貨ネギーの使い方」前掲注(51))。

(55) 「ネギーチャレンジ第1弾」2023.9.1. 深谷市ウェブサイト <<https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/sangyoshinko/sangyobrand/tanto/sangyobranding/tiikituuka/negi-challenge/senkyo.html>>

(56) 「令和6年能登半島地震災害義援金募金箱の設置について」2024.3.11. 深谷市ウェブサイト(国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP)により保存されたページ) <<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13761120/www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/fukushikenko/fukushi/tanto/15687.html>>

令和6(2024)年10月には、「ネギーウィル」と題して、「ネギー」を利用して商品を購入する際、「障害者施設を応援したい」、「地元野菜を沢山食べて、農家を応援したい」、「子どもたちのために、「ネギー」を使いたい」などの市民の「意志ある選択」を促す取組が開始された⁽⁵⁷⁾。具体的には、障害者施設支援のために、障害者施設の授産製品を「ネギー」で購入すると、通常1%のポイント還元のところ、20%の還元となる取組が実施された⁽⁵⁸⁾。

3 めぶく Pay

(1) 「めぶく Pay」の概要

「めぶく Pay」は、令和5(2023)年12月に運用が始まった電子地域通貨である。運営主体は、前橋市とめぶくグラウンド株式会社である。前橋市は、共助型未来都市「デジタルグリーンシティ」⁽⁵⁹⁾の実現を目指しており、その一環として、電子地域通貨を導入した。前橋市と共同で「めぶく Pay」の運営に携わっているめぶくグラウンド株式会社は、前橋市及び8事業者⁽⁶⁰⁾が設立した、まちづくりのための官民共創の会社である⁽⁶¹⁾。また、「めぶく Pay」では、前払式支払手段⁽⁶²⁾発行事業者として my FinTech 株式会社が発行している。令和6(2024)年10月2日現在、「めぶく Pay」のユーザー数は18,863人、加盟店は1,355店、累積決済額は17億円である。「めぶく Pay」は、銀行口座、クレジットカード、セブン銀行ATMからチャージをすることができる⁽⁶³⁾。「めぶく Pay」の還元ポイントは、通常支払額の3%である⁽⁶⁴⁾。なお、「めぶく Pay」のチャージ残高を日本円に払い戻すことは、原則としてできない⁽⁶⁵⁾。

(2) 「めぶく Pay」の特徴

「めぶく Pay」は、登録の一方式として、マイナンバーカードで個人認証する独自開発の「めぶく ID」⁽⁶⁶⁾を活用するという特徴がある。決済のみを目的とする場合、電子地域通貨とマイナンバーカードとの紐付けは通常行われない。その点、「めぶく Pay」では、前橋市からの給付金⁽⁶⁷⁾

57 「ネギーウィル～ネギーを使ってあなたの「想い」を届けよう～」深谷市ウェブサイト <<https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/sangyoshinko/sangyobrand/tanto/sangyobranding/tiikituuka/negi-will/index.html>>

58 「授産製品を購入して障害者施設を応援しよう！」2024.12.11. 深谷市ウェブサイト <<https://www.city.fukaya.saitama.jp/topics/17132.html>>

59 「「デジタルグリーンシティ前橋」について」前橋市ウェブサイト <<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/seisaku/mirainomesozo/gyomu/6/36031.html>>

60 カネコ種苗株式会社、株式会社コシダカホールディングス、株式会社ジズホールディングス、日本通信株式会社、株式会社ヤマト、株式会社群馬銀行、株式会社東和銀行、しのめ信用金庫の8事業者。

61 「前橋市及び8事業者がまちづくりの官民共創会社を設立」2022.9.30. 日本通信株式会社ウェブサイト <https://www.j-com.co.jp/news/info_20220930.html>

62 前払式支払手段とは、発行者に対してあらかじめ対価を支払うことによって発行される支払手段である。前払式支払手段の場合、地域通貨の単位と法定通貨の単位交換比率は一定であり、「事前に残高を購入(チャージ)してから店舗などで利用すること」、「発行者の事業撤退などに伴いサービスを廃止加盟店での受入(利用)を終了する場合は払戻し受付期間を設けて未使用残高を利用者に払い戻さなければならない利用者保護の仕組みがあること」などの特徴がある(山本正行「多様化・重層化するキャッシュレス決済(第4回)前払式支払手段を理解する(1)サーバ型を中心に」『国民生活 ウェブ版』121号, 2022.9, pp.20-22. <https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202209_07.pdf>)。

63 「前橋市電子地域通貨事業「めぶく pay」」前橋市ウェブサイト <<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/sangyokeizai/nigiwaishogyo/gyomu/1/38416.html>>

64 同上

65 「めぶく Pay 利用規約」めぶく Pay ウェブサイト <<https://www.mebukupay.com/terms2>>

66 「安心・安全なデジタルID「めぶく ID」を是非ご活用ください！」前橋市ウェブサイト <<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/seisaku/mirainomesozo/gyomu/6/35547.html>>

67 「めぶく Pay」は、まえばし出産・子育て応援給付金事業で活用されており、「めぶく Pay」による給付を選択

受取の本人確認や決済データの活用のため、マイナンバーカードと紐付けることを利用者に推奨している。ただし、マイナンバーカードで個人認証する方式は、「めぶく Pay」の登録手続きが煩雑になるために、令和 6（2024）年 10 月、メールアドレスのみで登録ができる簡便な方式が導入された⁽⁶⁸⁾。さらに、令和 6（2024）年度中には、団体単位で「めぶく Pay」を使えるようになる機能拡張⁽⁶⁹⁾が見込まれている。

また、「めぶく Pay」のサービスを提供する「めぶくアプリ」は、暮らしの意見交換等を行うことができる「めぶくコミュニティ」⁽⁷⁰⁾という地域活性プラットフォームサービスが使用できるなど、決済機能にとどまらず、様々な活用が想定されている（図 3）。

Ⅲ 電子地域通貨の課題

本章では、電子地域通貨の課題にどのようなものがあるのか整理する。また、筆者が現地調査を行った電子地域通貨である「さるぼぼコイン」、「ネギー」、「めぶく Pay」がこれらの課題にどのように対処しているのかについても、紹介する。

1 収益の確保

電子地域通貨が休止や廃止となり持続しないことの一理由の一つとして、収益性の確保が困難であることが挙げられる。つまり、電子地域通貨は、事業継続のための最低限の収益確保すら難しく、サービスを継続することが非常に困難な現状がある⁽⁷¹⁾。

電子地域通貨の主な収入源は、加盟店から徴収する手数料であるとされる⁽⁷²⁾。しかし、電子地域通貨の成功例として取り上げられることの多い「さるぼぼコイン」であっても、十分に利益を上げることの困難さがうかがわれる。例えば、導入に携わった古里圭史氏は、手数料で全て回収できているわけではないが、間接的な収益を含めると損益は 3 年間で「トントン」にはなると述べている⁽⁷³⁾。

ただし、収益については、必ずしも追求する必要はないとの見方もある。地域通貨は、公益性や社会的意義を兼ね備える決済インフラであって、大きな収益は見込めないため、事業単体

図 3 様々な活用が想定される「めぶくアプリ」



（出典）めぶくアプリ

した場合、現金による給付と比べて 5% 分のインセンティブを上乗せした金額を受け取ることができる。また、「めぶく Pay」を選択した場合、申請から給付までの期間が 1～2 週間と短い（現金の場合は 1～2 か月）というメリットもある（「まえばし出産・子育て応援給付金事業（伴走型相談支援・経済的支援）【令和 7 年 3 月終了予定】」前橋市ウェブサイト <<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kodomomiraibu/kodomoshien/gyomu/4/4/35453.html>>）。

(68) ただし、マイナンバーカードで認証する場合と異なり、前橋市からの給付金を申請できないなどの制限はある。

(69) 地域のサークルにおける、立替払いとその清算などの事務の煩雑さが軽減されることが期待されている。

(70) 「めぶくコミュニティ」は、匿名による投稿が可能であるが、マイナンバーカードによる本人認証を行った身元の確かな利用者のみ使用できるという特徴がある（めぶくコミュニティウェブサイト <<https://www.mebukucommunity.com/>>）。

(71) 平川翔一郎・渡部稜「デジタル地域通貨の課題と持続可能な仕組みの考察」2023.2.27. 日本総合研究所ウェブサイト <<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=104580>>

(72) 同上

(73) 我妻 前掲注(39)

での収益確保というよりは、地域全体での中長期にわたるメリットの享受を認識すべきであるとの捉え方がある⁽⁷⁴⁾。実際に、電子地域通貨の中には、デジタル田園都市国家構想交付金などの財源⁽⁷⁵⁾を活用し、期間限定で稼働するものがある⁽⁷⁶⁾。

他方で、持続的な成長・拡大を狙って、地域通貨の運営が事業として成立することを目指す発行主体もある⁽⁷⁷⁾。真に持続可能な電子地域通貨となるためには、交付金や財政支出に頼らない自立した事業運営の実現を視野に入れる必要がある。

各電子地域通貨の運営主体は、自立した電子地域通貨事業の運営のための工夫を、次のとおり凝らしている。

「さるぼぼコイン」では、事業者の導入時費用負担はないものの、事業者が受け入れた「さるぼぼコイン」を預金口座に入金する際に発生する手数料として、1.5～1.8%（消費税別）が必要になる⁽⁷⁸⁾。また、事業者が貯まった「さるぼぼコイン」を他の「さるぼぼコイン」加盟店へ送金（支払）する際に発生する手数料として、0.5%（消費税別）が必要となり、これらが飛騨信用組合の収入となっている。

「ネギー」を運営する深谷市は、ふるさと納税で深谷市に寄せられた寄附金のうち、産業振興の指定用途が選択された額を、「産業価値創出基金」に積み立てて、基金からの繰入金を活用して事業を実施している。また、「ネギー」を活用した行政コスト削減⁽⁷⁹⁾にも取り組んでいる。

「めぶく Pay」を運営するめぶくグラウンド株式会社は、「めぶく Pay」だけで収益確保を行うことを目指してはならず、ID・データ連携業務など他の業務で収益を確保⁽⁸⁰⁾した上で、「めぶく Pay」は地域貢献活動の一環として行っていくとしている。

なお、「さるぼぼコイン」は民間、「ネギー」は地方公共団体、「めぶく Pay」は官民合同の事業であり、それぞれ置かれている立場が異なることには注意を要する。具体的には、運営主体が地方公共団体であれば、交付金を活用する際に、効率的に電子地域通貨事業を内製化（自ら実施）することができ、運営主体が民間である場合に比べて、コスト面においては有利である⁽⁸¹⁾。ただし、運営主体が地方公共団体や官民合同である場合も、筆者が現地調査を行った限りにおいては、運営主体が民間である場合と同様にコストや収益性は軽視されていない⁽⁸²⁾。

(74) 二瓶竜史・内田悠介「デジタル地域通貨 ～地方自治体、地域金融機関が発行する上での検討ポイント～」2023.3.3. アビームコンサルティング株式会社ウェブサイト <https://www.abeam.com/jp/ja/insights/digital_local_currency02/>

(75) デジタル田園都市国家構想交付金のほかにも、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や都道府県レベルの補助金が電子地域通貨事業に活用されている（「令和4年7月21日 令和4年度東京都板橋区一般会計補正予算（第2号）について」2022.7.25. 板橋区ウェブサイト <<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kusei/kouhou/houdou/1040120/1040212.html>>）。

(76) 「PayPayに勝てるか 実はすごいデジタル地域通貨」『日本経済新聞』（電子版）2023.11.7.

(77) 山本 前掲注(14), p.64. 例えば、東京都板橋区の電子地域通貨「いたばし Pay」は、板橋区商店街振興組合連合会と板橋区商店街連合会が運営している。板橋区は、支援者として、利用者拡大のため、30% 上乘せキャンペーンなどの経費を継続的に補助しているが、最終的な目標は「商店街が区の補助なく自主運営できるようになること」であるとされる（「デジタル地域通貨 導入加速」『都政新報』2022.9.2.）。

(78) 「さるぼぼコイン加盟店のご案内」飛騨信用組合ウェブサイト <<https://www.hidashin.co.jp/coin/merchant/index.html>>

(79) 例えば、口座振替キャンペーンによる収納手数料の削減、敬老祝金を「ネギー」により支給することによる郵送料の削減が挙げられる（「市税等の口座振替による納付を推進しています」2024.11.7. 深谷市ウェブサイト <<https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/shiminseikatsu/shuizei/tanto/nozei/1641356240555.html>>; 「75歳以上のかたに敬老のお祝い」2024.8.26. 同 <<https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/fukushikenko/chojufukushi/tanto/chouzyuno oiwai/162579297754.html>>）。

(80) めぶくグラウンド株式会社は、ID・データ連携基盤のパッケージモデルを展開する業務を行っている。例えば、長崎県大村市の電子地域通貨「ゆでび」（運営主体は、大村市と十八親和銀行）においても、「めぶく ID」との連携が行われている（『「ゆでび」の使い方」ゆでびウェブサイト <<https://yudepi.jp/how-to-use.html>>）。

(81) キャッシュレス推進協議会 前掲注(11), p.23.

(82) 例えば、前橋市においては、国からの補助金などの特定財源が減少した場合の財源確保が課題であると認識さ

2 民間の大手電子決済サービスとの競合

電子地域通貨は、民間の大手電子決済事業者のサービスと比較して、利便性で劣る場合は、決済手段として利用者に選択されない可能性がある⁽⁸³⁾。競合相手としては、例えば、PayPay⁽⁸⁴⁾、d払い⁽⁸⁵⁾、au PAY (au ペイ)⁽⁸⁶⁾、楽天ペイ⁽⁸⁷⁾などのスマートフォンを用いたコード決済サービスが挙げられる。電子地域通貨は、期間限定のプレミアム電子地域通貨等で一時的な需要喚起効果があっても、キャンペーンの実施期間が過ぎると、より有利な条件を持つ大手電子決済サービスが利用者に選ばれ、使われなくなるおそれがある⁽⁸⁸⁾。電子地域通貨を継続的に使用してもらうためには、電子地域通貨でしかできない特別感など、別の魅力を訴えることが必要になると指摘されている⁽⁸⁹⁾。

例えば、「さるぼぼコイン」では、「さるぼぼコインタウン」⁽⁹⁰⁾と題したウェブサイトで、「さるぼぼコイン」でのみ購入することができる裏メニューを紹介しており、「さるぼぼコイン」の存在価値を高めている。また、ヒアリングを実施した高山市・飛騨市においては、「さるぼぼコイン」は地域に馴染み深い地元金融機関のサービスであり、物理的にも連携しやすく、全国展開の企業が提供するサービスに比べて、信頼感・安心感があると考えられている。

「ネギー」及び「めぶく Pay」についても、まちづくりの一助になることが、大手電子決済サービスにはない大きな存在意義である。「ネギー」は、地域の課題解決に貢献した市民にインセンティブとして「ネギー」を付与する等、まちづくりの課題解決に向けて利用されている。「めぶく Pay」においては、決済データを交通政策や民間の出店計画へ活用することが見据えられている。

れている（「令和5年第4回定例会（第3日目）」2023.12.7. 前橋市議会会議録 <<https://www.city.maebashi.gunma.dbsr.jp/index.php/>>）。

83 内田成紀「デジタル地域通貨—Digital Local/Community Currency—」2024.3.21. 日経 BP ガバメントテクノロジーウェブサイト <<https://project.nikkeibp.co.jp/jpgciof/atcl/19/00003/00019/>> 電子地域通貨は、全国で利用することができないことに加えて、消費を喚起するために有効期限が決められている場合がある。「さるぼぼコイン」の「さるぼぼ Pay」は、最終利用日から1年後の応当日の月末（「さるぼぼ Bank」は3年後の応当日の月末）、ポイントは付与日から1年後の応当日の月末、「ネギー」は最終チャージ日から2年間、還元ポイントは付与日から180日間、「めぶく Pay」は同一日にチャージされた金額ごとに、チャージ日から1年間、還元ポイントは付与日から6か月間とそれぞれ有効期限が定められている（「さるぼぼコインの Q&A」前掲注36; 「よくあるご質問」前掲注52; 「めぶく Pay 利用規約」前掲注65）。

84 PayPay のユーザー数は、約 6500 万人（令和 6（2024）年 8 月 10 日時点）（PayPay 株式会社「「PayPay」の登録ユーザー数が 6,500 万を突破！～本人確認（eKYC）済みユーザーが 3,000 万人を超え、より安全安心な金融インフラとして成長～」2024.8.13. <<https://about.paypay.ne.jp/pr/20240813/01/>>）。

85 d払いのユーザー数は、約 5970 万人（令和 6（2024）年 3 月末時点）（「d払い」NTT ドコモウェブサイト <https://information.nttdocomo-fresh.jp/career/smart_life/service_list/dpayment/>）。

86 au ペイのユーザー数は、約 3574 万人（令和 6（2024）年 8 月末時点）（KDDI 株式会社「au PAY、2024 年 8 月の新規加盟店について」2024.8.30. au ウェブサイト <<https://www.au.com/information/topic/auwallet/2024-038/>>）。

87 楽天ペイのユーザー数は、非公開。

88 小幡京加「導入広がる電子地域通貨—アフターコロナにおける可能性と定着のポイント—」『金融財政 business』10997 号, 2021.7.12, p.17. 期間限定のキャンペーンとして、例えば、飛騨市は、令和 2（2020）年 5 月に、プレミアム電子地域通貨事業を実施し、購入額に応じて、大人は 20%、子どもは 34% の「さるぼぼコイン」プレミアムポイントが付与された。プレミアム分の財源は、飛騨市が負担した。当初は同年 7 月末まで実施する予定が、大反響につき、10 日間で終了した。高山市においても、令和 2（2020）年 10 月から令和 3（2021）年 2 月にかけて、商店街の買い物で「さるぼぼコイン」を使用すれば 20% ポイント還元キャンペーンが実施された。高山市は、産業団体等活性化策支援事業補助金によって本キャンペーンを支援した。深谷市や前橋市においても、「ネギー」・「めぶく Pay」のポイントの高還元キャンペーンが、随時実施されている。

89 同上

90 「飛騨・高山の裏メニュー さるぼぼコインタウン」飛騨信用組合ウェブサイト <<https://www.hidashin.co.jp/coin/town/index.html>>

3 コンセプトの浸透

電子地域通貨は、経済の活性化とともに、地域社会の活性化を事業の目標の両輪として回していくことで、持続的に使用されるようになると指摘されている⁽⁹¹⁾。そのため、利用者には電子地域通貨の経済的なメリットだけではなく、電子地域通貨のコンセプトを浸透させることが重要との見方がある⁽⁹²⁾。

コンセプトの理解推進について、「ネギー」及び「めぶく Pay」においては、次のような取組が実施されている。

深谷市では、前述の「ネギーチャレンジ」実施の際、広報紙、市ウェブサイト、市公式LINE、市のメール配信サービス、chiica アプリ（「ネギー」のサービスを提供するアプリ）のプッシュ通知、メディアへのプレスリリース等、多様な手段によって周知を図っている。この結果、「ネギー」の利用者には、「地域経済を元気にするだけでなく、地域や環境の課題解決にも貢献」といった「ネギー」のコンセプトがある程度浸透しているという⁽⁹³⁾。その反面、「ネギー」を利用していない市民、広報やウェブサイトを見ず市政に関心がない市民に対しては、「ネギー」の情報を伝えることは困難であり、今後の課題となっている。

「めぶく Pay」においては、広報チラシの内容が工夫されている。「いつでも 3% ポイント還元」などの、利用者にとって金銭的メリットがある情報だけではなく、「めぶく Pay」がまちづくりの役に立つことが分かる内容になっている。ただし、「めぶく Pay」の利用者アンケートにおいては、「めぶく Pay」利用の契機として、大半の利用者が「経済的なインセンティブ（金銭的なメリット）」を挙げている状況で、まちづくりに役立つことだけを広報しても、ユーザー数の伸びにはつながらないとみられるという課題がある⁽⁹⁴⁾。

おわりに

電子地域通貨は、近年全国で増加傾向にあるが、収益の確保、民間の大手電子決済サービスとの競合、コンセプトの浸透などに課題がある。そこで、各電子地域通貨運営主体は、工夫を凝らして、これらの課題の解決に当たっている。大手電子決済サービスにはない、電子地域通貨ならではの特別感などの魅力を高めれば、電子地域通貨は選ばれる決済手段になるであろう。利用者にとっては、経済的インセンティブが重視されるという課題が残るものの、特に、自分が住んでいる地域のまちづくりに役立つという点は、電子地域通貨の大きな強みである。今後も、各電子地域通貨運営主体による独創的な取組が期待できよう。

末筆になるが、多忙の折、現地調査に協力いただいた全ての方に感謝を申し上げ、結びとする。

(あおき ふみ)

(91) 内田 前掲注(83)

(92) 同上

(93) 深谷市が実施したアンケート結果等による。

(94) なお、デロイトトーマツグループが令和 5 (2023) 年に実施・公表した電子地域通貨の利用実態に関するアンケートによると、「高還元であること」と同程度に「地域貢献につながること」が利用者にとって電子地域通貨の魅力であるとされる。同アンケートは、日本全国の電子地域通貨利用者 1,155 名、店舗経営者・運営者 1,030 名を対象に、インターネットモニターを通じて行われた（「ニュースリリース デロイトトーマツ調査：デジタル地域通貨、地域貢献が高還元と同程度に利用者にとって魅力—他キャッシュレス決済を導入している店舗ほど地域通貨も導入する割合が高く、両者は共存可能—」2023.10.30. デロイトトーマツグループウェブサイト <<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/about-deloitte/articles/news-releases/nr20231030.html>>）。

巻末別表 我が国の代表的な地域通貨（稼働開始年順）

名称	稼働開始	流通地域	流通地域の人口 ^(注1)	運営主体	主な利用媒体
つれてってカード	1996年	駒ヶ根市（長野県）など	（参考）3.2万人（駒ヶ根市）	民間	ICカード
ピーナッツ	1999年	西千葉（千葉県）	（参考）5千人 （西千葉地区＝千葉市中央区松波・稲毛区弥生町の計）	民間	通帳
アースデイマネー	2001年	渋谷区（東京都）など	（参考）23.1万人（渋谷区）	民間	紙幣・スマートフォン
アトム通貨	2004年	早稲田・高田馬場（東京都）など	（参考）3.8万人 （新宿区西早稲田・高田馬場の計）	民間	紙幣
ハーン	2005年	隠岐郡海士町（島根県）	2千人	地方公共団体	紙幣
モリ券 ^(注2)	2005年頃	恵那市（岐阜県）などの山林	（参考）4.7万人（恵那市）	民間	紙幣
ビーチマネー	2007年	湘南（神奈川県）などの海岸	（参考）44.5万人（藤沢市）	民間	ビーチグラス（漂着ゴミのガラス片）
めぐりんポイント	2009年	高松市（香川県）など	（参考）42.0万人（高松市）	民間	ICカード
よろづ屋	2009年	藤野（神奈川県）	8千人（相模原市藤野地区）	民間	通帳
ぶんじ	2012年	国分寺市（東京都）	12.9万人	民間	紙幣
Reneria（リネリア）	2013年	気仙沼市（宮城県）	5.8万人	民間	紙幣
スマイルタグ	2014年	那覇市・国際通り（沖縄県）など	（参考）31.5万人（那覇市）	民間	スマートフォン ^(注3)
MORIO-J（MORIO Pay）	2015年	盛岡市（岩手県）など	（参考）28.0万人（盛岡市）	官民合同	ICカード・スマートフォン
あがのポイント	2016年	阿賀野市（新潟県）	4.0万人	民間	ICカード・スマートフォン
とまチョップポイント	2016年	苫小牧市（北海道）	16.7万人	官民合同	ICカード・スマートフォン
さるぼぼコイン	2017年	飛騨地域（岐阜県）	10.7万人 （高山市・飛騨市・白川村の計）	民間	スマートフォン
しまぼ通貨	2017年	伊豆諸島・小笠原諸島（東京都）	2.4万人 （伊豆諸島・小笠原諸島の計）	地方公共団体	スマートフォン
アクアコイン	2018年	木更津市（千葉県）	13.7万人	官民合同	スマートフォン
ネギー	2019年	深谷市（埼玉県）	14.1万人	地方公共団体	QRコード付きカード・スマートフォン
サンセットコイン	2020年	賀茂郡西伊豆町（静岡県）	7千人	地方公共団体	QRコード付きカード・スマートフォン
Tengoo（てんぐー）	2020年	沼田市（群馬県）	4.4万人	地方公共団体	QRコード付きカード・スマートフォン
白虎（Byacco）	2020年	会津若松市内 会津大学（福島県）	（参考）11.2万人（会津若松市）	民間	スマートフォン
まちのコイン（ぼっちり） ^(注4)	2020年	高知市（高知県）	31.6万人	地方公共団体	スマートフォン
MINAKAMI HEART Pay（ミナカミハートペイ）	2020年	利根郡みなかみ町（群馬県）	1.7万人	地方公共団体	QRコード付きカード・スマートフォン
あま咲きコイン	2021年	尼崎市（兵庫県）	45.8万人	地方公共団体	QRコード付きカード・スマートフォン

名称	稼働開始	流通地域	流通地域の人口 ^(注1)	運営主体	主な利用媒体
KOTOCA (コトカ)	2021年	仲多度郡琴平町 (香川県)	8千人	地方公共 団体	QRコード付きカード ・スマートフォン
コハクペイ	2021年	邑楽郡邑楽町 (群馬県)	2.6万人	地方公共 団体	QRコード付きカード ・スマートフォン
スターライ トマネー	2021年	平塚市 (神奈川県)	25.7万人	地方公共 団体	スマートフォン
せたがや Pay	2021年	世田谷区 (東京都)	91.8万人	民間 (区 が支援)	スマートフォン
Be コイン	2021年	上川郡美瑛町 (北海道)	9千人	地方公共 団体	QRコード付きカード ・スマートフォン
Yori-Ca (ヨリカ)	2021年	大里郡寄居町 (埼玉県)	3.2万人	地方公共 団体	QRコード付きカード ・スマートフォン
ルパン三世 Pay	2021年	厚岸郡浜中町 (北海道)	5千人	民間	QRコード付きカード
いたばし Pay	2022年	板橋区 (東京都)	57.3万人	民間 (区 が支援)	スマートフォン
ichica (イチカ)	2022年	天理市 (奈良県)	6.1万人	地方公共 団体	スマートフォン
OTACO (オタコ)	2022年	太田市 (群馬県)	22.3万人	地方公共 団体	QRコード付きカード ・スマートフォン
桐ペイ	2022年	桐生市 (群馬県)	10.3万人	地方公共 団体	QRコード付きカード ・スマートフォン
渋 Pay	2022年	渋川市 (群馬県)	7.3万人	地方公共 団体	QRコード付きカード ・スマートフォン
高崎通貨	2022年	高崎市 (群馬県)	36.8万人	地方公共 団体	スマートフォン
ながい コイン	2022年	長井市 (山形県)	2.5万人	地方公共 団体	QRコード付きカード ・スマートフォン
NISEKO eumo (ニセ コミュニモ)	2022年	虻田郡ニセコ町 (北海道)	5千人	官民合同	スマートフォン
富士山 G コイン	2022年	御殿場市 (静岡県)	8.4万人	地方公共 団体	QRコード付きカード ・スマートフォン
ルーラ コイン	2022年	有馬 (兵庫県) などの温泉地	(参考) 1千人 (神戸市北区有馬町)	民間	スマートフォン
ISECA (イセカ)	2023年	伊勢崎市 (群馬県)	21.2万人	地方公共 団体	QRコード付きカード ・スマートフォン
めぶく Pay	2023年	前橋市 (群馬県)	33.0万人	官民合同	スマートフォン
クマ PAY	2024年	熊谷市 (埼玉県)	19.2万人	地方公共 団体	QRコード付きカード ・スマートフォン
さいコイン	2024年	さいたま市 (埼玉県)	134.5万人	官民合同	スマートフォン

* 令和6(2024)年11月1日現在、発行終了が確認できた地域通貨は含んでいない。地域通貨は稼働開始年順で、同年に稼働開始の場合は五十音順。

(注1) 流通地域の人口は、令和6(2024)年1月現在。流通地域の特定が困難な場合は、参考値を記載した。

(注2) 「モリ券」は、複数の地域において、同名で同種のもがそれぞれ独立して運営されている。

(注3) 「スマイルタグ」は、令和5(2023)年からスマートフォンアプリになったが、それ以前は、ICバンド付きリストバンドなどの形態が採用されていた。

(注4) 「まちのコイン」は、導入地域ごとに固有の名称を持つ。高知市のコイン「ほっちり」以外では、秋葉原のコイン「アキコ」、鎌倉市のコイン「クルッポ」などがある。

(出典) 各地域通貨ウェブサイト；総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」e-Statウェブサイト<<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200241&tstat=000001039591&cycle=7&tclass1=000001039601&tclass2val=0>>; 各地方公共団体ウェブサイト；川端一摩「地域通貨の現状とこれから—各地域の具体的な取組事例を中心に—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1014号, 2018.9.25, pp.10-11. <<https://doi.org/10.11501/11159896>>; 加藤達朗「お金の地産地消で地域経済を活性化する地域通貨の動向と展望」『おぎんレポート』261号, 2022.1, pp.12-17. <<https://www.bugin-cri.co.jp/research/research02/file/237a9d2fcd086725fb61f11cf5812b9c18ef5fa4.pdf>>; 報道記事等を基に筆者作成。